

○出水市営住宅条例

平成18年3月13日

条例第154号

改正 平成18年12月1日条例第247号

平成20年3月1日条例第9号

平成20年3月12日条例第10号

平成20年6月30日条例第36号

平成20年9月29日条例第41号

平成21年6月1日条例第25号

平成21年11月27日条例第35号

平成22年9月1日条例第24号

平成23年8月30日条例第21号

平成24年2月28日条例第7号

平成24年9月3日条例第17号

平成24年12月21日条例第36号

平成25年9月2日条例第22号

平成25年11月25日条例第28号

平成26年2月24日条例第6号

平成26年6月16日条例第20号

平成26年9月1日条例第29号

平成28年12月22日条例第39号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 市営住宅の設置（第3条）

第3章 市営住宅の管理（第4条—第41条）

第4章 市営住宅の社会福祉事業等への活用（第42条—第48条）

第5章 市営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての活用（第49条—第53条）

第6章 一般住宅の管理（第54条—第58条）

第7章 駐車場の使用（第59条）

第8章 補則（第60条—第68条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）の規定に基づき市が供給する住宅、市が供給する一般住宅及びこれらの住宅に附帯する施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るもの及び一般住宅並びにその附帯施設をいう。
- (2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第1条に規定する施設及び一般住宅の省令第1条に規定する施設と同等の施設をいう。
- (3) 公営住宅 法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。
- (4) 一般住宅 市が建設又は買取りした住宅並びにその附帯施設で、公営住宅及び出水市特定公共賃貸住宅条例（平成18年出水市条例第155号）及び出水市教職員住宅管理規則（平成18年出水市教育委員会規則第9号）で管理する住宅並びにその附帯施設を除く。
- (5) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
- (6) 市営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- (7) 市営住宅監理員 法第33条の規定により市長が任命する者をいう。

第2章 市営住宅の設置

（設置）

第3条 市は、住宅に困窮する者を入居させるために、市営住宅（共同施設を含む。次項において同じ。）を設置する。

2 市営住宅の名称及び位置は、別表のとおりとする。

第3章 市営住宅の管理

（入居者の公募の方法）

第4条 市長は、入居者を公募する場合は、市の広報紙又は市の区域内の適当な場所における掲示その他の方法によって行うものとする。

2 前項の公募は、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、入居時期その他必要な事項を示して行うものとする。

（公募の例外）

第5条 市長は、次の各号のいずれかの理由がある者については、公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業による公営住宅の除却
- (5) 政令第5条各号に掲げる理由
- (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護その他の市長が特に認める理由

（平20条例41・一部改正）

（入居者の資格）

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）にあつては、この限りでない。

- ア 60歳以上の者
- イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が（ア）、（イ）又は（ウ）に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ（ア）、（イ）又は（ウ）に定める程度であるもの
- （ア） 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号1級から4級までのいずれかに該当する程度
- （イ） 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表1級から3級までのいずれかに該当する程度
- （ウ） 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
- エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの

(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

ケ 60歳未満の者で特に居住の安定を図る必要があるもの

(2) その者の収入がアからカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからカまでに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で障害の程度が次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)、(イ)又は(ウ)に定める程度であるものがある場合 21万4,000円

(ア) 身体障害 前号イ(ア)に該当する程度

(イ) 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の表1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 前号ウ、エ、カ又はキに該当する者がある場合 21万4,000円

ウ 入居者が60歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 21万4,000円

エ 同居者に小学校就学（義務教育学校就学を含む。）の始期に達するまでの者がある場合 21万4,000円

オ 市営住宅が法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処する

ための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）
カ アからオまでに掲げる場合以外の場合 15万8,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 市町村税等を滞納していない者であること。ただし、市長が市営住宅の入居についてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 市長は、入居の申込みをした者が前項第1号ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 第1項第1号ただし書に規定する者が入居できる市営住宅の規格は、居室数が3以下の住宅とする。ただし、市長がこれにより難い事情があると認めるときは、この限りでない。

（平20条例36・平20条例41・平24条例7・平24条例36・
平25条例28・平26条例29・平28条例39・一部改正）

（入居者資格の特例）

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が当該明渡しに伴い市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第30条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者は、前

条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

- 3 前条第1項第2号オに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(平20条例36・平20条例41・平24条例36・平25条例28・一部改正)

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定したときは、当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対しその旨を通知するものとする。

(入居者の選考)

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く。）
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

- 2 市長は、前項各号のいずれかに該当する入居申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を著しく超える場合においては、公開抽選によって入居申込者を抽出する。

3 市長は、前項の規定によって抽出した者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

4 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦若しくは寡夫、引揚者、炭鉱離職者、高齢者、心身障害者、生活環境の改善を図るべき地域に居住する者又は第5条各号に掲げる理由のある者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、前2項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(平20条例41・一部改正)

(入居補欠者)

第10条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに、入居順位を定めて、必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、次条第4項の規定により入居の決定を取り消したとき、又は市営住宅に入居している者が当該市営住宅を明け渡したときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、市営住宅の入居者を決定するものとする。

(入居の手続)

第11条 市営住宅の入居決定者は、第8条第2項の規定による通知があった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認める連帯保証人(以下単に「連帯保証人」という。)の連署する誓約書を提出すること。

(2) 第19条第1項の規定により敷金を納付すること。

2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による誓約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1

項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

6 市営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から10日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(連帯保証人の変更等)

第12条 市営住宅の入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該連帯保証人を変更し、市長の承認を得なければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 破産、失職その他の理由により保証能力を有しなくなったとき。
- (3) 住所又は居所が不明になったとき。
- (4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (5) その他市長が必要と認めてその変更を求めたとき。

2 市営住宅の入居者は、連帯保証人の住所、氏名又は勤務先に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(同居の承認)

第13条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、省令第10条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により市営住宅の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(平20条例36・一部改正)

(入居の承継)

第14条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、省令第11条で定めるところ

により、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により市営住宅の入居者の地位を承継しようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(平20条例36・一部改正)

(家賃の決定)

第15条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入の額（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額。第29条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの次条第1項の収入の申告がない場合において、第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 政令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。
- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に規定する方法により算出した額とする。

(収入の申告等)

第16条 入居者は、毎年度、規則で定めるところにより収入を申告しなければならない。

- 2 前項に規定する収入の申告は、省令第8条に規定する方法によるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。
- 4 入居者は、前項の認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第17条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合において特に必要があると認めるときは、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。ただし、一般

住宅については、家賃の減免又は徴収の猶予はしないものとする。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第18条 市長は、入居者から第11条第5項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第32条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項による明渡しの請求のあったときは、明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末（12月分にあつては翌年の1月4日（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日））までに、その月分を納付しなければならない。

この場合において、当該期限が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期限とみなす。

3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。

4 入居者が第40条に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第19条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

2 市長は、第17条各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 第1項の敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、

未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 敷金には、利子を付けない。

(敷金の運用等)

第20条 敷金に係る利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第21条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市の負担とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、借上げ市営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。

3 入居者の責めに帰すべき理由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(平20条例41・一部改正)

(入居者の費用負担義務)

第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料(共用部分に係るものを含む。)
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持管理に要する費用
- (4) 前条第1項に規定するもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第23条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき理由により、市営住宅又は共同施設が滅失又はき損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(平20条例41・一部改正)

第24条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第25条 入居者が市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、あらかじめ、市長に届出をしなければならない。

第26条 入居者は、市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第27条 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

第28条 入居者は、市営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をするに当たり、入居者が当該市営住宅を明け渡すときに入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第1項の承認を得ずに市営住宅を模様替えし、又は増築したときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第29条 市長は、毎年度、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。

2 市長は、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知するものとする。

3 入居者は、前2項の認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合においては、市長は、意見の内容を審査し、必要があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(明渡し努力義務)

第30条 前条第1項の規定により収入超過者と認定された市営住宅の入居者(次条において単に「収入超過者」という。)は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第31条 収入超過者と認定された入居者は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃(第15条第3項の規定により算出した家賃をいう。以下この章において同じ。)以下で、政令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 第17条(第1号を除く。)及び第18条第2項から第4項までの規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡し請求)

第32条 市長は、第29条第2項の規定により高額所得者と認定された市営住宅の入居者(以下単に「高額所得者」という。)に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、その者の申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入

が著しく減少することが予想されるとき。

(4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第33条 高額所得者は、第15条第1項及び第31条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。

3 第17条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第18条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(期間通算)

第34条 市長が第7条第1項の規定による申込みをした者を市営住宅に入居させた場合における第29条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該市営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第37条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第29条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第35条 市長は、第15条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第17条（第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収

の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用^{せつ}してはならない。

(建替事業による明渡請求等)

第36条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする市営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 第33条第2項の規定は、前項の規定による明渡しする場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前条第1項」とあるのは「第36条第2項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第37条 市営住宅建替事業の施行により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が法第40条第1項の規定により、当該建替事業により新たに整備される市営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第38条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃

を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第39条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査)

第40条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、14日前までに市長に届け出て、住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第28条第1項ただし書の規定により市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡請求)

第41条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 当該市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (4) 正当な理由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。
- (5) 第13条第1項、第14条第1項及び第23条から第28条までの規定に違反したとき。
- (6) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）。
- (7) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間につい

ては近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5 市長は、市営住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 市長は、市営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該市営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。

（平20条例36・平24条例36・一部改正）

第4章 市営住宅の社会福祉事業等への活用

（使用許可）

第42条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

2 市長は、前項の許可に条件を付すことができる。

（使用手続）

第43条 社会福祉法人等は、前条の規定により市営住宅を使用しようとするときは、規則で定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、市長の許可を申請しなければならない。

2 市長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨とともに市営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とともにその理由を通知するものとする。

3 社会福祉法人等は、前項の規定により、市営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長の定める日までに市営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

第44条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。

(準用)

第45条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第18条から第28条まで、第36条及び第40条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」又は「市営住宅の入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第18条第1項中「第11条第5項」とあるのは「第43条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第32条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第48条」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第46条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該市営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該市営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第47条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、第43条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

ない。

(使用許可の取消し)

第48条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

第5章 市営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての活用

(使用許可)

第49条 市長は、その区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の理由により市営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該市営住宅をこれらの者に使用させることができる。

(平20条例41・一部改正)

(特定優良賃貸住宅制度に基づく管理)

第50条 市長は、市営住宅を前条の規定に基づいて使用させる場合にあっては、当該市営住宅を特定優良賃貸住宅法第18条第2項の国土交通省令で定める基準に従って管理する。

(入居者資格)

第51条 第49条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第6条第1項第5号の条件のほか、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があるもの

(2) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第7条各号に定めるもの

(平20条例36・一部改正)

(家賃)

第52条 第49条の規定により使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定めるものとする。

2 前項の入居者の収入については、第16条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは「第52条第1項」と読み替えるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、第15条第3項の規定を準用する。この場合において、「第1項」とあるのは「第52条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第53条 第49条の規定による市営住宅の使用については、前3条に定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第14条まで、第17条から第28条まで、第35条から第41条まで及び第61条の規定を準用する。この場合において、第18条第1項中「第32条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、第35条第1項中「第15条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第17条（第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第52条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

第6章 一般住宅の管理

(入居者の資格)

第54条 一般住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者

でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。ただし、居室数が2以下にあっては、この限りでない。
- (2) 市長が定める金額を超える収入がある者であること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 市町村税等を滞納していない者であること。ただし、市長が一般住宅の入居についてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
- (5) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

（平20条例36・一部改正）

（家賃の決定）

第55条 一般住宅の家賃は、市長が別に定める。ただし、一般住宅の入居者から次条第1項の収入の申告がない場合において、収入の申告を請求したにもかかわらず、当該入居者がその請求に応じないときは、当該一般住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前項の近傍同種の住宅の家賃については、第15条第3項の規定を準用する。

（収入の申告等）

第56条 一般住宅の入居者は、毎年度、規則で定めるところにより収入を申告しなければならない。

2 市長は、前項の収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

3 一般住宅の入居者は、前項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

（収入状況の報告の請求等）

第57条 市長は、第55条の規定による家賃の決定について必要があると認めるときは、入居者の収入状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(準用)

第58条 一般住宅の管理については、第54条から前条までに定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第14条まで（第9条第4項を除く。）、第18条から第28条まで（第19条第2項及び第21条第2項を除く。）、第35条第2項及び第3項、第39条から第41条まで、次条（第1項第2号を除く。）から第64条までの規定を準用する。この場合において、「市営住宅」及び「他の市営住宅」とあるのは「一般住宅」と、第8条中「前2条」とあるのは「第54条」と、第35条第2項中「前項」とあるのは「第57条」と、第35条第3項中「前2項」とあるのは「第57条又は前項」と読み替える。

(平24条例36・一部改正)

第7章 駐車場の使用

(駐車場の使用者資格等)

第59条 市営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下単に「駐車場」という。）を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者（第41条第1項第1号から第5号までのいずれかひとつに該当する者を除く。）であって自ら使用するため駐車場を必要とするものでなければならない。

- (1) 市営住宅の入居者又はその同居者
- (2) 第42条第1項の許可を受けた社会福祉法人等

2 市長は、前項各号に掲げる者又は同項各号に掲げる者その他市長が別に定める者が駐車場の管理を目的として組織する団体で市長が適当と認めるものに対して、駐車場の使用を許可することができる。

3 駐車場の使用料は、市長が決定する。

4 市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、駐車場の使用料を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

5 駐車場の使用手続その他駐車場の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第8章 補則

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第60条 市営住宅監理員は、市長が市職員のうちから任命する。

- 2 市営住宅監理員は、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。
- 3 市長は、市営住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅管理人を置くことができる。
- 4 市営住宅管理人は、市営住宅監理員の指導を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。
- 5 前各項に規定するもののほか、市営住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(立入検査)

第61条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは市長の指定した職員に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(敷地の目的外使用)

第62条 市長は、市営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。

(協力依頼)

第63条 市長は、この条例の規定に基づき、市営住宅に入居し、若しくは同居しようとする者又は市営住宅の入居決定者、入居者若しくは同居者が暴力団員でないことを確認するため必要があると認めるときは、関係機関に対し、それらの者に関する情報の提供をし、又は提供を求め、その他必要な協力を求めることができる。

(平20条例36・追加)

(指定管理者による管理)

第64条 市営住宅の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせることができる。

（平20条例10・追加、平20条例36・旧第63条繰下）

（指定管理者が行う業務）

第65条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市営住宅の入居及び退去に関する補助業務
- (2) 市営住宅の施設及び設備の維持管理及び修繕に関する補助業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市営住宅の管理運営上市長が必要と認める業務

（平20条例10・追加、平20条例36・旧第64条繰下）

（指定管理者が行う管理の基準）

第66条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、市営住宅及び共同施設の管理を行わなければならない。

（平20条例10・追加、平20条例36・旧第65条繰下）

（委任）

第67条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平20条例10・旧第63条繰下、平20条例36・旧第66条繰下）

（罰則）

第68条 入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を処する。

（平20条例10・旧第64条繰下、平20条例36・旧第67条繰下）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年3月13日から施行する。ただし、第3条に規定する出水市町団地の設置については、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の出水市営住宅条例（平成9年出水市条例第17号）、高尾野町営住宅管理条例（平成10年高尾野町条例第1

1号)又は野田町営住宅管理条例(平成9年野田町条例第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日において現に法の規定により市が供給する住宅、市が供給する一般住宅及びこれらに附帯する共同施設については、この条例の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設とみなしてこの条例の規定を適用する。

4 第15条第1項及び第31条第1項、第33条第1項又は第55条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第1項の規定にかかわらず施行の前日においても、それぞれこの条例の例によりすることができる。

5 平成18年4月1日において現に市営住宅に入居している者の平成18年度から平成20年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る第15条又は第17条又は第55条の規定による家賃の額が平成17年度最終家賃の額(以下「従前家賃の額」という。)を超える場合にあっては、第15条、第17条又は第55条の規定による家賃の額から従前家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める激変緩和率を乗じて得た額を第15条又は第17条又は第55条の規定による家賃の額から控除して得た額とし、その者に係る第31条又は第33条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が従前家賃の額を超える場合にあっては、第31条又は第33条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から従前家賃の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める激変緩和率を乗じて得た額を第31条又は第33条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から控除して得た額とする。

| 年度の区分 | 激変緩和措置率 |
|--------|---------|
| 平成18年度 | 3分の3 |
| 平成19年度 | 3分の2 |
| 平成20年度 | 3分の1 |

附 則 (平成18年12月1日条例第247号)

この条例中第1条の規定は平成18年12月1日から、第2条の規定は平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月1日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月12日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 指定管理者に公の施設の管理に関する業務を行わせる場合においては、当該業務を行わせる日前に市長若しくは教育委員会がした許可その他の行為又は市長若しくは教育委員会に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成20年6月30日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月29日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月1日条例第25号）

この条例中別表出水市早馬第二団地の項を加える改正規定は平成21年9月1日から、同表出水市本町C団地の項の改正規定は公布の日から施行する。

附 則（平成21年11月27日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年9月1日条例第24号）

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年8月30日条例第21号）

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年2月28日条例第7号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月3日条例第17号）

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第36号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月2日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年11月25日条例第28号）

この条例は、平成26年1月3日から施行する。ただし、第1条（出水市ひとり親家庭等医療費助成条例第2条第4項の改正規定に限る。）及び第2条（出水市営住宅条例第7条第2項の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月24日条例第6号）

この条例は、平成26年3月25日から施行する。

附 則（平成26年6月16日条例第20号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は同日から平成27年3月31日までの範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成27年規則第11号で平成27年3月20日から施行）

附 則（平成26年9月1日条例第29号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年12月22日条例第39号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（平18条例247・平20条例9・平20条例41・平21条例25・
平21条例35・平22条例24・平23条例21・平24条例17・
平25条例22・平26条例6・平26条例20・一部改正）

市営住宅

（公営住宅）

| 名称 | 位置 | 戸数 |
|----|----|----|
|----|----|----|

| | | |
|-----------|----------------------------------|----------|
| 出水市上町団地 | 出水市本町 1 9 番 1 5 号 | 1 1 2 |
| 出水市太田原団地 | 出水市上 ^鯖 淵 1 3 6 8 番地 1 | 9 8 |
| 出水市上大川内団地 | 出水市上大川内 1 4 1 5 番地 | 1 0 |
| 出水市花立団地 | 出水市西出水町 1 7 7 7 番地 | 3 0 |
| 出水市上屋団地 | 出水市五万石町 9 1 9 番地 | 4 8 |
| 出水市西町団地 | 出水市中央町 1 6 5 8 番地 | 3 3 |
| 出水市鹿島団地 | 出水市上知識町 2 2 6 番地 | 1 5 2 |
| 出水市茶円堀団地 | 出水市上知識町 5 9 7 番地 | 5 2 |
| 出水市平和団地 | 出水市平和町 4 3 8 番地 | 1 0 2 |
| 出水市沖田団地 | 出水市六月田町 1 3 6 番地 | 1 5 |
| 出水市安原団地 | 出水市美原町 1 4 3 7 番地 | 8 4 |
| 出水市平松団地 | 出水市下 ^鯖 町 1 1 0 5 番地 | 5 0 |
| 出水市鶴亀タウン | 出水市下 ^鯖 町 4 2 6 番地 | 9 8 |
| 出水市加紫久利団地 | 出水市下 ^鯖 町 1 6 7 2 番地 | 4 8 |
| 出水市境町団地 | 出水市境町 1 3 0 2 番地 | 6 |
| 出水市前田団地 | 出水市境町 1 4 4 1 番地 | 2 |
| 出水市切通団地 | 出水市境町 2 0 7 3 番地 | 2 |
| 出水市早馬団地 | 出水市明神町 2 6 8 2 番地 1 | 3 0 |
| 出水市早馬第二団地 | 出水市明神町 2 6 7 2 番地 5 | 2 8 |
| 出水市荘団地 | 出水市荘 1 3 3 0 番地 | 2 |
| 出水市荘上団地 | 出水市荘 1 3 2 7 番地 3 | 4 |
| 出水市荘下団地 | 出水市荘 1 6 0 4 番地 1 | 5 |
| 出水市蕨島団地 | 出水市荘 2 6 4 7 番地 8 | 2 |
| 出水市野口団地 | 出水市高尾野町江内 6 1 1 7 番地 3 | 2 |
| 出水市荒崎団地 | 出水市高尾野町江内 1 4 6 2 番地 7 | 4 |

| | | |
|--------------|-----------------------------------|-----|
| 出水市麓団地 | 出水市高尾野町柴引 1 4 3 6 番地 1 | 4 4 |
| 出水市麓第二団地 | 出水市高尾野町柴引 1 4 0 2 番地 1 | 3 0 |
| 出水市柴引団地 | 出水市高尾野町柴引 3 2 7 5 番地 | 9 4 |
| 出水市下水流団地 | 出水市高尾野町下水流 3 1 6 4 番地 5 | 3 0 |
| 出水市畦浦第二団地 | 出水市高尾野町江内 7 5 6 9 番地 | 1 0 |
| 出水市大和団地 | 出水市高尾野町柴引 1 5 7 7 番地 4 | 8 |
| 出水市上の原団地 | 出水市高尾野町大久保 4 7 0 番地 1 | 1 5 |
| 出水市下水流第二団地 | 出水市高尾野町下水流 2 7 5 9 番地 8 | 1 6 |
| 出水市西部第一団地 | 出水市高尾野町唐笠木 1 8 8 3 番地 3 | 6 |
| 出水市ウッドタウン高尾野 | 出水市高尾野町上水流 9 3 2 番地 5 | 1 6 |
| 出水市本町C団地 | 出水市野田町下名 5 4 0 9 番地 1 | 1 0 |
| 出水市仮屋A団地 | 出水市野田町上名 6 0 2 6 番地 1 | 1 0 |
| 出水市仮屋C団地 | 出水市野田町上名 6 0 4 5 番地・6 0 4 7 番地 | 3 1 |
| 出水市本町A団地 | 出水市野田町下名 5 5 8 3 番地 | 2 7 |
| 出水市西牟田団地 | 出水市野田町下名 4 7 4 5 番地 | 3 2 |
| 出水市熊陳A団地 | 出水市野田町上名 6 2 2 8 番地 | 3 8 |
| 出水市熊陳B団地 | 出水市野田町上名 6 2 2 8 番地・6 3 1 6 番地 | 4 6 |

(一般住宅)

| 名称 | 位置 | 戸数 |
|-----------|-------------------------|----|
| 出水市八坊団地 | 出水市中央町 7 1 0 番地 | 9 |
| 出水市畦浦第二団地 | 出水市高尾野町江内 7 5 6 9 番地 | 6 |
| 出水市下水流団地 | 出水市高尾野町下水流 3 1 6 4 番地 5 | 4 |
| 出水市上の原団地 | 出水市高尾野町大久保 4 7 0 番地 1 | 6 |
| 出水市東町団地 | 出水市高尾野町大久保 2 3 3 番地 1 | 2 |
| 出水市東水流団地 | 出水市高尾野町下水流 2 1 1 0 番地 6 | 1 |
| 出水市町団地 | 出水市高尾野町大久保 2 2 番地 1 | 1 |

| | | |
|---------|---|-----|
| 出水市地蔵団地 | 出水市野田町上名 1 9 6 番地 2 | 9 |
| 出水市別府団地 | 出水市野田町上名 6 4 8 番地 7 | 1 1 |
| 出水市中郡団地 | 出水市野田町下名 5 8 0 4 番地 1 ・ 5 8 3 8 番地 1 | 1 0 |
| 出水市岩元団地 | 出水市野田町下名 4 9 7 8 番地 | 6 |

共同施設

| 名称 | 位置 | 戸数 |
|---------------------|--------------------------------|----|
| 出水市上町団地集会所 | 出水市本町 1 9 番 1 5 号 | 1 |
| 出水市太田原団地集会所 | 出水市上 ^鯖 1 3 6 8 番地 1 | 1 |
| 出水市上屋団地集会所 | 出水市五万石町 9 1 9 番地 | 1 |
| 出水市鹿島団地集会所 | 出水市上知識町 2 2 6 番地 | 1 |
| 出水市茶円堀団地集会所 | 出水市上知識町 5 9 7 番地 | 1 |
| 出水市平和団地集会所 | 出水市平和町 4 3 8 番地 | 1 |
| 出水市安原団地集会所 | 出水市美原町 1 4 3 8 番地 | 1 |
| 出水市平松団地集会所 | 出水市下 ^鯖 町 1 1 0 5 番地 | 1 |
| 出水市鶴亀タウン集会所 | 出水市下 ^鯖 町 4 2 6 番地 | 1 |
| 出水市加紫久利団地集会所 | 出水市下 ^鯖 町 1 9 4 4 番地 | 1 |
| 出水市麓団地集会所 | 出水市高尾野町柴引 1 4 3 6 番地 1 | 1 |
| 出水市柴引団地集会所 | 出水市高尾野町柴引 3 2 7 5 番地 | 1 |
| 出水市ウッドタウン高尾野集 会室 | 出水市高尾野町上水流 9 3 2 番地 5 | 1 |